

## 別紙② 各コーナー特記

※下記は各コーナーの業務の特記事項を示したものであるが、業務実施にあたっては変更等に柔軟に対応すること。

頁	コーナー名	特記事項	
1	表紙	1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●写真は、中面（特に特集①）に誘導する印象的なものとして、風景や人物などの一枚写真とする。使用する写真は、新たに撮影すること。特集取材時に表紙候補写真を撮影することも可能とする。なお、県が用意した写真を表紙にする場合もある。</li> <li>●表紙候補写真、特集タイトル、目次を表紙にレイアウトし、初校提出時に県広報広聴課へ提示し、確認を受けること。可能な限り、複数の写真及びタイトルを使用した案を作成すること。確認の結果、別案の作成を求める場合があるため、その場合は速やかに対応すること。</li> <li>●県広報広聴課の確認後、受託者が表紙に使用する写真に写る風景や人物などの関係者に対し当該表紙を提示し、掲載について承諾を得ること（県が用意した写真を使用する場合を除く。）。</li> </ul>
4～7	特集①	4 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取材（インタビュー及び写真撮影）を行う場合の取材日時の調整は原則として県が行うが、指示した場合は受託者が調整を行うこと。</li> <li>●取材時のライター又はカメラマンの要否については、取材内容により異なるため、企画調整会議で伝達する。</li> <li>●取材には県担当課が同行する場合がある。</li> <li>●ライターがインタビューを実施し、文字原稿を作成すること。</li> <li>●校正は、受託者から県担当課へ校正用原稿を送付すること。</li> </ul>
8～9	特集②	2 ページ	●同上

11	奈良のむかしばなし	各1ページ (1コーナー年間3回掲載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●むかしばなしの執筆者（県が選定する者）が作成した原稿を基に、むかしばなしの舞台となる地域において、むかしばなしに精通している者等への取材（事実関係の誤り等がないかの確認を行うための聞き取り）を執筆者とともに行うこと。なお、取材を行う相手方の選定及び取材日時の調整は県が行い、取材は執筆者と受託者で行う。</li> <li>●むかしばなしに関連する場所や事柄などを紹介するコラム記事を作成するため、ライターを配置すること。コラム記事の内容については、取材の際に取材の相手方やむかしばなしの執筆者などと相談し、ライターが文字原稿を作成すること。また、その際にコラム記事に関係する写真等の提供を取材の相手方等に依頼すること。</li> <li>●取材先の最寄りの鉄道駅から取材先までの執筆者の送迎を行うこと。</li> <li>●むかしばなし本文の原稿については、取材結果を基に執筆者と相談の上、作成すること。</li> <li>●校正は受託者から県広報広聴課へ校正用原稿を送付すること。</li> <li>●誌面には、むかしばなしに関連する挿絵や、むかしばなしの場所を示す地図を描くこと。（執筆者より掲載する挿絵が提供される場合や、スペースの都合上掲載できない場合は不要。）</li> </ul>
	奈良祭時記		<ul style="list-style-type: none"> <li>●県担当課（文化財課）が選定する無形民俗文化財の保存活動を行っている団体などを県担当課職員とともに、取材（インタビュー及び写真撮影）すること。なお取材には、ライター及びカメラマンを配置すること。</li> <li>●取材日時の調整は県が行う。</li> <li>●ライターがインタビューを実施し、インタビューの内容及び県が提供する資料を基に文字原稿を作成すること。</li> <li>●カメラマンは、取材の相手方や無形民俗文化財に関係のある場所、誌面の内容に関係のある物品などの写真撮影をすること。</li> <li>●無形民俗文化財の写真については、県担当課や取材の相手方から提供される。</li> <li>●校正は受託者から県広報広聴課へ校正用原稿を送付すること。</li> </ul>

<p>奈良の輝く企業・起業</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県広報広聴課が選定する企業を取材（インタビュー及び写真撮影）すること。なお、取材にはライター及びカメラマンを配置すること。（取材の相手方から掲載する写真が提供される場合は写真撮影は不要のため、カメラマンの要否については企画調整会議で伝達する。）</li> <li>● 取材日時の調整は県が行う。</li> <li>● 受託者は、事前に取材の相手方に関する情報を確認し、インタビューする内容を決めておくこと。また、事前に取材の相手方に質問リストが必要か確認し、必要であれば取材日までに送付すること。</li> <li>● ライターがインタビューを実施し、その内容を基に文字原稿を作成すること。</li> <li>● カメラマンは、取材の相手方（企業の代表者など）を写真撮影すること。また、誌面に掲載を希望する写真の撮影を依頼された場合は行うこと。</li> <li>● 校正は受託者から県広報広聴課へ校正用原稿を送付すること。</li> </ul>
<p>新発見！ おいしい奈良</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県担当課（県豊かな食と農の振興課又はなら食と農の魅力創造国際大学校）が選定する飲食店等を、県担当課とともに取材（料理工程の確認等及び写真撮影）すること。なお、取材にはライター及びカメラマンを配置すること。</li> <li>● 取材日時の調整は県が行う。</li> <li>● ライターは、県担当課が事前に飲食店等から提供を受けて受託者に提供したレシピを基に、実際の料理工程と相違ないか確認を行うこと。また、料理のポイントや、レシピを考案した理由などの料理担当者のコメント、飲食店等の基本情報や紹介文章をインタビューし、文字原稿を作成すること。</li> <li>● カメラマンは、料理の完成写真、料理担当者、飲食店等の外観など、誌面に使用する写真を県担当課に確認の上、写真撮影すること。</li> <li>● 校正は受託者から県担当課及び県広報広聴課へ校正用原稿を送付すること。</li> </ul>